

社会福祉法人山本福祉会役員評議員報酬及び弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山本福祉会の役員及び評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員に対する報酬は、支給しない。

(費用の弁償)

第4条 役員及び評議員に対する費用弁償は、1日3,000円とする。
ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員及び評議員には支給しない。

2 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修については、就業規則の旅費規程によって支給する。

(規程の改正)

第5条 この規程については、評議員会の承認を受けなければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。